

# 平成30年度介護保険サービス事業者集団指導

## I 共通事項

### 3. 介護関係制度について

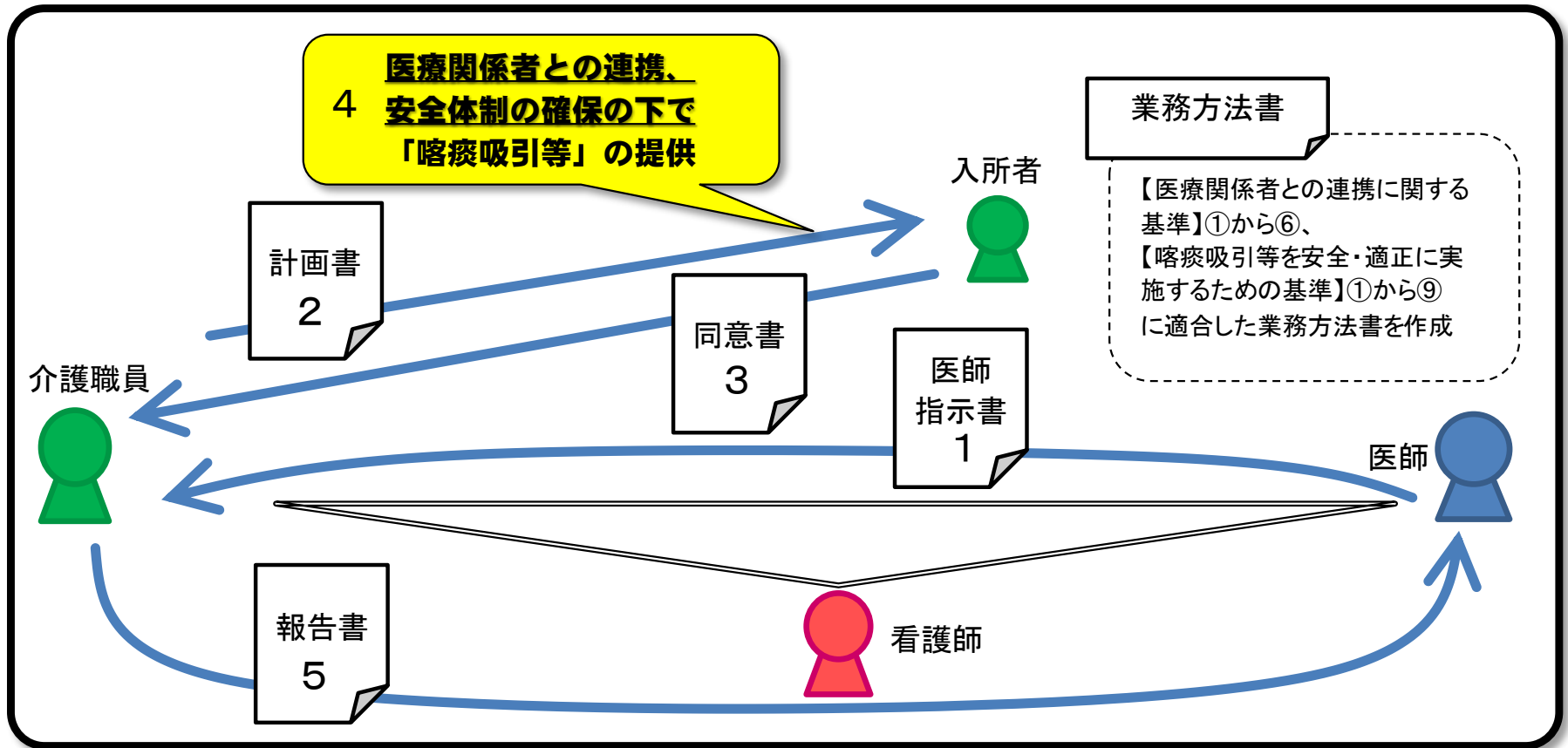
- (1) 介護職員等による喀痰吸引等について
- (2) 介護支援専門員研修について
- (3) 高齢者虐待の防止について
- (4) 介護人材関係の情報掲載場所について 【資料2】
- (5) 福祉サービス第三者評価制度について 【資料2】

平成30年度島根県介護保険サービス事業者集団指導 資料

## 介護職員等による喀痰吸引等について

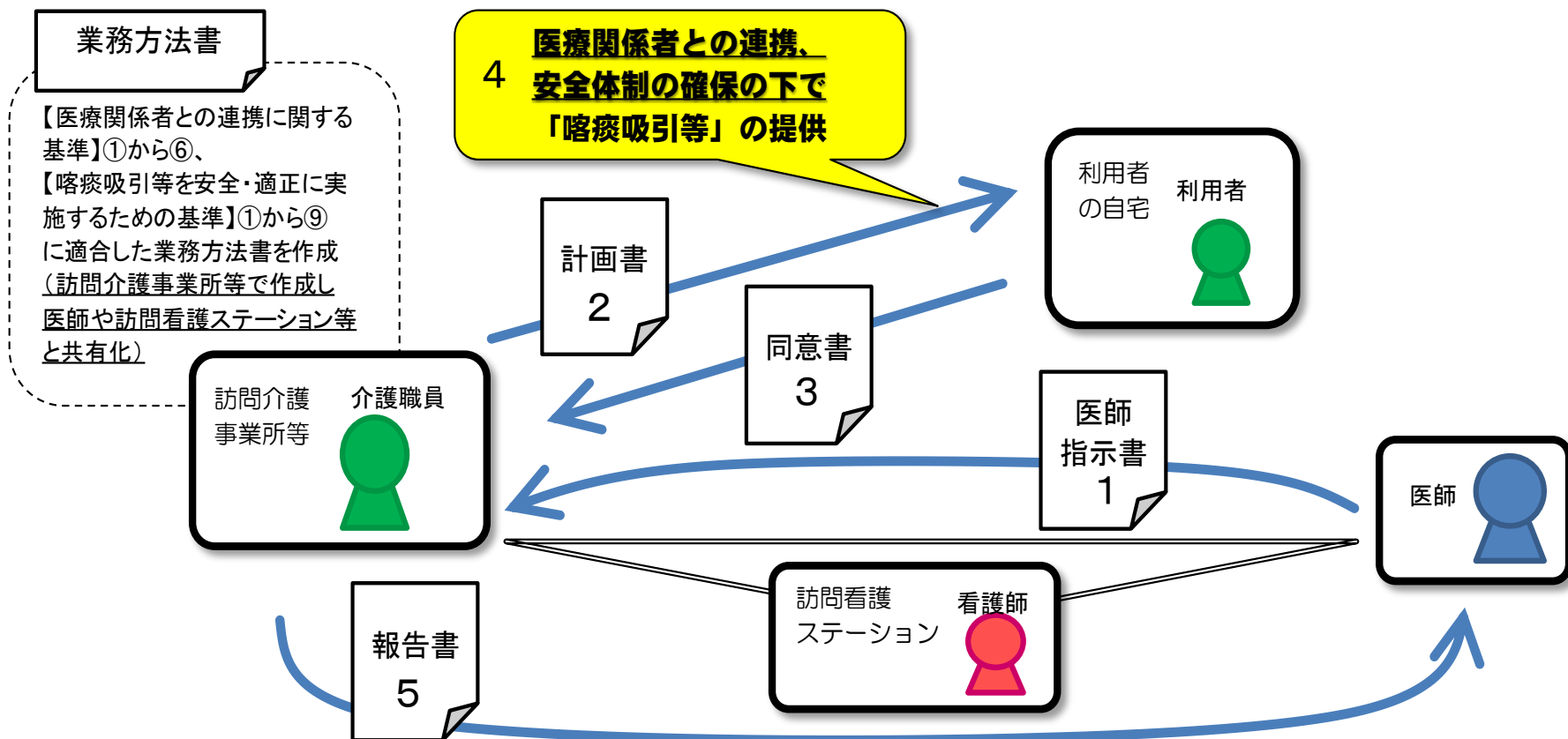
1. 介護職員等による喀痰吸引等制度について
2. 研修の種別、研修修了までの流れ
3. 認定特定行為従事者認定の手続き
4. 登録特定行為事業者の手続き

## 4. 登録特定行為事業者の手続き(2)(施設系サービスの場合)



1. 喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受ける。
2. 対象者の状況に応じ、医師の指示を踏まえた喀痰吸引等実施計画書を作成する。
3. 入所者に分かりやすく説明の上、書面による同意を得る。
4. 医療関係者との連携、安全体制の確保の下で喀痰吸引等を実施する。
5. 喀痰吸引等の実施状況を記載した報告書を作成し、医師に提出する。

## 4. 登録特定行為事業者の手続き(3)(在宅の場合)



1. 喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受ける。
2. 対象者の状況に応じ、医師の指示を踏まえた喀痰吸引等実施計画書を作成する。
3. 入所者に分かりやすく説明の上、書面による同意を得る。
4. 医療関係者との連携、安全体制の確保の下で喀痰吸引等を実施する。
5. 喀痰吸引等の実施状況を記載した報告書を作成し、医師に提出する。

# 4. 登録特定行為事業者の手続き(4)

## 登録特定行為事業者の手続き

手続き 提出が必要な書類		1	2	3	4
		登録申請	登録更新申請 (※1)	変更登録届	登録辞退届
①	(様式1-1)登録申請書	○			
②	(様式1-2)介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	○	○	△ (※3)	
③	(様式1-3)誓約書	○			
④	(様式1-4)登録適合書類	○	○		
⑤	(様式3-1)登録更新申請書		○		
⑥	(様式3-2)変更登録届出書			○	
⑦	(様式3-3)登録辞退届				○
⑧	介護福祉士証、従事者認定証の写し	○	○		
⑨	(法人の場合)定款又は寄付行為、および登録事項証明書 (個人の場合)住民票の写し	○		△ (※4)	
⑩	登録適合要件を満たしていることが分かる資料(※2)	○	○	△ (※5)	

(※1) 特定行為追加の場合に必要

(※2) 業務方法書、備品一覧、安全委員会設置要綱、安全委員会名簿、事故発生・緊急時対応マニュアル、感染症対策マニュアルなど

(※3) 名簿変更の場合に必要(名簿は喀痰吸引等業務を行う介護職員等全員を記載すること)。

(※4) 設置者の住所、代表者名を変更する場合に必要。

(※5) 業務方法書等の変更の場合に必要。

手続きに係る様式等は島根県ホームページに掲載しています

○印: 必ず添付が必要な書類

△印: 変更する内容によって必要な書類

## 【参考】基本研修と実地研修の関係

区分	パターン	基本研修	実地研修	修了証	実施形態	主体（責任）
各登録研修機関における研修	①	登録研修機関 A	登録研修機関 A	A	(基本形)	
	②	登録研修機関 A	実地研修実施機関 B	A	A → B 委託	A
県委託による研修	③	委託先 C (養成学校等)	登録研修機関 D	D (Cからの基本研修修了 証明書による)	各々	各々
	④	委託先 C (養成学校等)	実地研修実施機関 E (受講者の所属)	県 (C、Eからの実施状況 報告書による)	県 → E 委託 (覚書締結)	県
	⑤	委託先 C (養成学校等)	実地研修実施機関 F (療養型医療施設等)	県 (C、Fからの実施状況 報告書による)	県 → F 委託 (覚書締結)	県

# 【参考】平成30年度研修等実施状況（※県委託実施分）

## 1. 不特定多数の者（1号・2号）対象基本研修（講義、演習、筆記試験）

委託先（研修実施機関）	所在地	日程	定員	受講者
島根整肢学園	江津市	H30.10～11月	40名	11名
トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	出雲市	H30.11～12月	40名	22名
島根総合福祉専門学校	安来市	H30.10～H31.1月	40名	20名
計			120名	53名

## 2. 特定の者（3号）対象基本研修（講義、演習、筆記試験）

委託先	会場	所在地	日程	定員	受講者
島根県看護協会	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	出雲市	H30.7.15～7.16	40名	11名

## 3. 指導者講習

委託先（研修実施機関）	所在地	日程	定員	受講者
済生会江津総合病院	江津市	H30.11.7～11.8	40名	22名
トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	出雲市	H31.1.12～11.13	40名	38名
計			80名	60名

### ① 介護支援専門員研修へのeラーニングシステム導入について

#### eラーニングとは

- 主に、インターネット等を利用し、学習者がパソコンやスマートフォン、タブレットを活用して動画視聴や音声聴講により行う学習形態
- eラーニングを導入することで、それまで研修会場で集合研修として行っていた内容の全部又は一部を事業所等のインターネット環境下であればどこでも受講することが可能

#### 導入の背景

- 平成28年度から研修カリキュラム等の見直しが行われたことにより、各研修の時間数が拡充
- 研修時間が拡充されたことで、受講者が研修により拘束される時間も増加
- 一部地域の受講者にとっては、研修受講のためにかかる費用(移動費、宿泊費等)が大幅に増加

#### 導入の概要

- 現在実施している研修内容の内、講義形式の一部をeラーニングに代替し、受講者が各自で内容に取り組む
- 事例検討、グループワークによる実践形式の内容については従来通り集合研修として実施
- 集合研修の際に、eラーニングにより各自で学習した内容について振り返りを行う

研修名	導入時期
実務研修 更新研修(実務未経験者) 再研修	平成31年度研修より導入予定
専門研修(課程Ⅰ・課程Ⅱ) 更新研修(実務経験者)	平成32年度研修より導入予定

※平成31年度の研修の開催日程については、決定次第、県高齢者福祉課のホームページ等に掲載します。



## ②主任介護支援専門員更新研修の受講年度について

主任介護支援専門員になった時期	主任介護支援専門員更新研修の受講年度
平成18年度～平成23年度	経過措置期間があり、平成30年度(H31.3.31)までに最初の主任介護支援専門員更新研修の受講が必要 ※経過措置期間内に研修を終了しなかった場合：H31.3.31までは主任介護支援専門員とみなす
平成24年度～平成26年度	経過措置期間があり、平成31年度(H32.3.31)までに最初の主任介護支援専門員更新研修の受講が必要 ※経過措置期間内に研修を終了しなかった場合：H32.3.31までは主任介護支援専門員とみなす
平成27年度～	有効期限が概ね2年以内に満了する者

### 留意事項

○介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、更新研修(専門研修課程Ⅱ)の受講は免除され、主任介護支援専門員更新研修を受講することで、介護支援専門員証の更新も可能となります。

逆に、主任介護支援専門員更新研修を修了するまでのところで、介護支援専門員証の有効期限が満了となる者は、主任介護支援専門員更新研修を受講する前に、更新研修(専門研修課程Ⅱ)を受講し、介護支援専門員証の更新を行う必要があります。

○主任介護支援専門員更新研修を所定の期間内に受講しない場合は、主任介護支援専門員ではなくなり、再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。

○主任介護支援専門員を更新しない場合は、介護支援専門員証に記載されている有効期間内に、所定の研修を受講し、介護支援専門員証を更新してください。

## 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト

（事業所名 )

点検項目	確認事項	点検結果	備考
1. 医師の指示書	喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けているか。	<input type="checkbox"/> 該当	指示書様式
	医師からの指示を文書により受けること、指示内容の確認方法、及び指示書の管理方法が文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
2. 医療従事者による利用者の状況の確認	利用者の状態について、医師又は看護職員による確認が定期的に行われているか。	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師、看護職員が定期的に利用者の状態を確認することが文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
	医師、看護職員が確認した結果、対応方法等について介護職員等が指導を受けることが文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	確認頻度や対応方法等は利用者ごとに異なることから、その部分に分かるような記載となっていることが望ましい。
3. 医療従事者との連携確保及び役割分担	個別の対象者ごとに具体的に医療従事者及び介護職員の役割分担を形成することが文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
	関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等が明記されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
	医療従事者及び介護職員それぞれの情報共有方法及び、連絡窓口が文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
4. 喀痰吸引等実施計画書の作成	医療従事者と連携の下、利用者ごとに、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 該当	喀痰吸引等実施計画書様式
	本人の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえた計画内容となっているか。	<input type="checkbox"/> 該当	実施計画書の確認（特定行為種別）
	利用者の状態の変化や医師の指示等に基づき、実施計画書の内容の見直しや検証を行っているか。	<input type="checkbox"/> 該当	実施計画書の確認
	実施計画書の作成について、作成方法、事業所内の承認過程及び、関係職種や、利用者及びその家族等との共有方法が文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
	実施計画書の管理方法、期間が文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等
	計画書の変更や見直しの方法について文書化されているか。	<input type="checkbox"/> 該当	業務方法書等

5. 喀痰吸引等実施報告書の作成	喀痰吸引等を実施した日、実施内容、実施結果等を記載した報告書を作成し、指示を行った医師へ報告を行っているか。	<input type="checkbox"/>	該当	喀痰吸引等実施報告書様式
	実施報告書の作成について、作成方法、事業所内の承認過程、医師への報告方法及び、その他関係職種（看護職員、連携する訪問看護事業所等）への情報共有方法について文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等 報告頻度や対応方法等は利用者ごとに異なることから、その部分に分かるような記載になっていることが望ましい。
	実施報告書の写しの管理方法、期間について文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
6. 急変時等の対応	利用者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法があらかじめ定められているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	緊急時の対応方法として状況確認方法、措置方法、上位者への連絡手順が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	医療従事者に連絡するまでの連絡ルート（連絡先を含む）が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
7. 認定特定行為業務従事者の管理	認定特定行為業務従事者認定を受けた介護職員等が、認定を受けた範囲の業務を行っているか。	<input type="checkbox"/>	該当	認定特定行為業務従事者名簿及び従事者認定証の確認（特定行為種別、特定の場合は対象利用者名）
	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に修了した実地行為種別が記載されているか（看護師等であって介護職員として勤務する者にあつては、該当資格を有することの記載があること）	<input type="checkbox"/>	該当	認定特定行為業務従事者名簿及び従事者認定証の確認
	介護福祉士登録証、認定特定行為業務従事者認定証の写しから、修了した実施行為種別が確認できるか（看護師にあつては免許書の写しの提出のみ）。	<input type="checkbox"/>	該当	認定特定行為業務従事者名簿及び従事者認定証の確認
8. 介護福祉士への実地研修実施方法	介護福祉士への実地研修実施方法が規定されているか。	<input type="checkbox"/>	—	現在時点では不要 （登録研修機関で研修を受講すること）
9. 安全委員会の設置	安全委員会の構成員及び、その役割分担、管理すべき項目、会議の実施頻度が文書化されているか	<input type="checkbox"/>	該当	安全委員会の構成員、協議内容、実施頻度等を記載した委員会規定等
	安全委員会で管理すべき項目に「喀痰吸引等業務の実施計画や実施状況」の他、「OJT研修」「ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析」「備品及び衛生管理」が含まれているか。	<input type="checkbox"/>	該当	委員会規定等
	安全委員会が定期的開催され、医療従事者等との連携の下、安全な実施体制が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	委員会記録
10. 研修体制の確保	安全性確保のため、特定行為に関するOJT研修の内容や研修対象者、実施頻度等が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	研修が定期的実施され、介護職員が安全に実施できるよう体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/>	該当	研修報告、復命書等

11. 備品の整備	喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっているか。	<input type="checkbox"/>	該当	
	備品一覧及び、その使用目的が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	
12. 備品の管理	備品一覧に記載した備品のうち、衛生面について考慮が必要なものについて、その管理方法が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	管理方法の規定に基づき、適切に管理が行われているか。	<input type="checkbox"/>	該当	
13. 感染症予防、発生時対応	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	感染症の発生が疑わしい場合の確認方法が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	感染症発生時の対応方法及び、関係機関への連絡方法が文書化されていること	<input type="checkbox"/>	該当	
14. 家族への説明、同意	喀痰吸引等の実施に際し、利用者もしくはその家族等への説明、同意手順が文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
	利用者もしくはその家族等に理解しやすい方法で説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	該当	説明書様式等
	利用者もしくはその家族等に対して、文書および口頭で説明を行い、説明内容については以下の事項を含むことが文書化されているか。 a) 提供を受ける特定行為種別 b) 提供を受ける期間 c) 提供を受ける頻度 d) 介護職員が特定行為を行うこと e) 提供体制	<input type="checkbox"/>	該当	説明書様式、同意書様式等
	利用者もしくはその家族等から書面による同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	該当	同意書様式等
	同意を受けた内容に変更が発生した場合に再度説明を行い、同意を得ているか。また、その手順について文書化されているか。	<input type="checkbox"/>	該当	説明書様式、同意書様式等、業務方法書等
	同意書の管理方法、期間が文書化されていること	<input type="checkbox"/>	該当	業務方法書等
15. 秘密保持	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が文書化されているか	<input type="checkbox"/>	該当	秘密保持に係る規定、マニュアル等

## 3. 介護関係制度について

## (3) 高齢者虐待の防止について

## 高齢者虐待防止法の通報規定

**虐待の早期発見・通報は、虐待を深刻な事態に至らせないために極めて重要**

- 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体や養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることから、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。〔法第5条〕
- 養介護施設従事者等は、その勤務先において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。〔法第21条〕
- 養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、誰でも市町村へ通報するよう努めなければならない。〔法第7条〕

**虐待防止のための通報は、その他の守秘義務に関する法律により妨げられない**

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、養護者・養介護施設等従事者による高齢者虐待防止のために高齢者虐待防止法に基づいて通報することを妨げない。〔法第7条第3項、第21条第6項〕

**通報者の保護**

- 都道府県・市町村又はその業務委託先において高齢者虐待に係る通報又は届出を受けた場合には、当該職員は通報又は届出者を特定する情報を漏らしてはならない。〔法第8条、第17条第3項、第23条〕
- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待防止法に基づく通報を行うことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。〔法第21条第7項〕

## 高齢者虐待防止に関する取組

**施設の設置者等は、職員に対する研修の実施など高齢者虐待防止のための措置を講ずるものとする。〔法第20条〕**

- 認知症を正しく理解する ⇒ 認知症サポーター養成講座(随時)【市町村】
- 認知症高齢者の介護 ⇒ 認知症介護実践者研修(年4回)、認知症介護基礎研修(年4回)〔H28創設〕
- 高齢者の権利擁護 ⇒ 権利擁護推進員養成研修(年2回)、高齢者虐待防止研修会(年2回)の開催